

だいさん じきたもと ししょうがいしゃふくしけいかく
第三次北本市障害者福祉計画

へいせい ねんど れいわ ねんど
【平成29年度～令和8年度】

ちゅうかんねん みなお
中間年の見直し

計画の基本理念

ささ く きたもと じつげん
支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現

ほんし
本市は、

しょうがいしゃきほんほう りねん もと
障害者基本法の理念に基づき、

しょう
障がいがあってもなくても、

だれひとりわけへだ
だれひとり分け隔てられることなく、

たが じんかく こせい そんちょう ささ
お互いの人格と個性を尊重し支えあう、

きょうせい すす
共生のまちづくりを進めます。



きたもと し
北本市

● けいかく さくてい しゅし 計画策定の趣旨

本市では、平成29年3月に「第三次北本市障害者福祉計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）」を策定し、基本理念を「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現」と定め、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

令和3年度は、「第三次北本市障害者福祉計画」の中間年にあたるため、障がい者（児）施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ、後期計画に相当する本計画を策定するものです。

● けいかく いち 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づき、北本市が取り組む障がい者（児）施策に関する基本的な計画であり、上位の計画である「北本市総合振興計画」、関連する計画である「北本市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「北本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「北本市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図った計画です。

● けいかく きほんほうしん 計画の基本方針



ほうしん 方針1 し えん しつ たか れんけい ひろ 支援の質を高め、連携を広げる

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題の相談に適切に対応していくためには、身近な地域でいつでも気軽に利用でき、かつ専門的な知識を持つ従事者が対応する窓口を整備することが大切です。

本市は、障がいのある人、一人ひとりのその時点でのニーズだけでなく、ライフステージにあわせたニーズにもきめ細かく対応できるよう、市内外の様々な機関等が連携した相談支援ネットワークをつくります。また、あわせて相談支援に係る従事者の資質向上にも積極的に取り組みます。

ほうしん 方針2 せいど かべ こ おう し えん 制度の壁を超え、ニーズに応じた支援のしくみをつくる

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、直接提供される福祉サービスを充実させていくだけでなく、保健・医療・教育・雇用など様々な分野における支援を連携させて、より効果的・効率的に支援を提供できる体制が必要となります。

また、乳幼児期・就学期から成人期・高齢期に至るまで、一人ひとりの状況をきめ細かくとらえ、切れ目なく支援していく必要があります。

本市では、様々な制度の壁を越え、一人ひとりに応じた支援のしくみをつくります。

ほうしん 方針3 し みん きょうどう ささ 市民との協働による、支えあうしくみをつくる

障がいのある人の地域生活を支えていくには、公的なサービスだけでなく、地域での相互援助活動や住民活動を充実させていくことで、よりきめ細かな支援を行うことができます。また、障がいのある人がお互いを支えるピアサポートなど、当事者が支援を受ける側にも支える側にもなるといったかたちの支援もあります。

本市は、障がいのある人を支える様々な社会資源を活用し、地域の人々と協働しながら、支えあうしくみをつくります。

ほうしん 方針4 じんけん そんちよう たが みまも 人権を尊重し、お互いを見守る

障がいのある人への差別解消の推進は、教育・医療・福祉・公共交通・雇用など、障がいのある人の自立と社会参加に関わるあらゆる分野に関連します。

本市は、まず市職員が「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいて、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組んでいくとともに、市民一人ひとりの障がいに関する知識・理解の不足や意識の偏りが是正されるよう、啓発活動に積極的に取り組みます。

きほんもくひょう
基本目標 1

そうだんし えん ささ きばん
相談支援・支えの基盤づくり

基本的な考え方

- 障がいのある人やその家族からの相談に応じるため、専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、市と基幹相談支援センターや相談支援事業者との連携を強化し、より効果的かつ効率的に相談支援の提供が行えるよう、質の向上や支援体制の充実を図ります。
- 引きこもり状態の人をはじめ、様々な事情でサービス利用に結びついていないものの課題や困難を抱えている人や家族に対しても適切な支援を行えるよう、関係各課および関係機関と連携し、重層的な支援体制の構築に取り組みます。
- 地域の様々な社会資源を活用し、鴻巣・北本地域自立支援協議会の機能を充実させるなど、より地域の状況を踏まえた相談支援のネットワークの構築をめざします。
- 情報利用やコミュニケーションに支障のある視覚・聴覚に障がいのある人等に対しては、円滑な情報利用等ができるよう配慮し、情報提供やコミュニケーション手段の充実を図ります。また、障がいの特性に応じた対応が行えるよう職員の資質向上に取り組みます。
- 聴覚に障がいのある人への理解や知識を深めるため、手話への理解や手話の普及促進のための施策を推進します。

個別目標

1-1

地域の実情を踏まえたサービス基盤の整備を推進していくためのネットワークの強化を図ること

1-2

誰でも必要なときに相談できる窓口・体制を整備すること

1-3

相談支援に関わる人が課題に的確に対応できるよう、レベルアップしていくこと

1-4

手話、点字等の意思疎通の手段への理解を促進し、誰とでもコミュニケーションがとれる社会を構築すること



基本的な考え方

- 障がいのある児童・生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を受け、すべての子どもが交流しながらともに生きることの素晴らしさを実感できるような環境づくりを進めます。また、早期からの就学・進路の相談に応じられるよう、引き続き就学支援の充実を図ります。
- 一人ひとりの障がいの種別・程度・必要とする医療的ケアの内容等を考慮し、その成長段階において、日常生活における必要な支援や最も適切な学習の場を確保するために、教育・保健・福祉・医療・労働等の関係分野の連携により、障がい児とその保護者の意向が十分尊重され、その人にあった育成・教育の場を選択できるような体制をつくります。
- 障がいの特性に応じた支援が行えるよう、保育・教育に係わる専門的な人材を育成・確保し、関係機関との連携の下に乳幼児期からの一貫した相談体制や療育体制を充実します。また、保護者が安心して子育てができ、子どもも地域社会で充実した生活をおくることができるよう切れ目ない支援体制を構築します。

個別目標

- 2-1 障がいの有無にかかわらず、子どもがともに学びあい、育ちあう地域環境を整備すること
- 2-2 あらゆる場面で教育と福祉の連携を図ること
- 2-3 適切な保育・教育を提供できるように、保育・教育に携わる人材の育成（専門的知識・技能の習得）を図ること
- 2-4 子どもと親との関係づくりを支援し、良好な親子関係を育むこと
- 2-5 障がいのある子どもを持つ親の悩みに対応できる相談体制をつくること



基本的な考え方

- 働く意欲のある障がいのある人が、障がいの種類や程度にかかわらず、その適性と能力に応じて多様な就労の機会を得られるよう、障がい者雇用の総合的支援を行う埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等の関係機関と連携し、企業に対し、障がい者雇用の理解促進や継続雇用を支援していきます。
- 就労支援においては、就業面だけでなく、生活面にかかわる相談にも対応できるよう、障がい福祉課内に設置している障がい者就労支援センターの機能を充実させ、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等と連携を図り、より安定した就労生活が送れるよう支援します。
- 福祉的な就労の場の整備・充実を図り、利用者の工賃の向上及び施設の安定的な運営ができるよう支援します。また、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先的・積極的な購入を進めます。
- 障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障がい者活躍推進計画）に基づく取組を着実に実行し、職場環境の整備に取り組むとともに、法定の障害者雇用率に相当する人数の障がい者の雇用に取り組みます。

個別目標

- 3-1 障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を構築すること
- 3-2 個々人の適性と能力に応じた就労機会を提供・拡大すること
- 3-3 必要な訓練を受けられる機会を充実し、働くことへの挑戦が何度でもできるしくみをつくること
- 3-4 就職後も引き続き、必要な支援を受けられる体制を強化すること
- 3-5 障害者就労施設等からの物品・サービスの調達を推進し、運営の安定化を図ること



基本的な考え方

- 疾病の予防・早期発見から地域リハビリテーション、在宅医療に至る一貫した保健・医療体制の確立をめざします。なお、保健・医療、それぞれの分野でのサービス提供だけでなく、福祉分野も含め、各分野が連携を深め、より効果的かつ効率的にサービスを提供していきます。
- 障がいのある人が医療機関を受診したときの経済的負担の支援のため、公費負担による支援制度の周知を行い、利用促進を図ります。また、各種の経済的な支援制度についても、制度の周知を行い、障がいのある人の経済的支援を図ります。
- 障がいの種別や程度にかかわらず、自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加ができるよう、サービス提供体制の整備を進めます。また、サービス利用の利便性の向上に努めます。
- 市民の障がいへの理解と協力を得ながら、生活にかかわるあらゆる場面において、障壁（バリア）を取り除くための整備を推進します。
- 在宅生活を支援するサービス提供体制の確保や障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。また、市内に不足している居住機能を持つ施設等について、市内の事業者および近隣市を含めて活動している事業者の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム等の設置を働きかけていきます。
- 災害が起きた場合、または災害が起きる可能性がある場合に、障がいのある人に対して適切に情報が伝わるよう、「北本市地域防災計画」に基づき、障がいの特性に配慮した情報伝達体制を整備します。また、避難先での生活の確保に向けて、新型コロナウイルス感染症等の感染症にも対応した物資・機材の整備や、必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の整備および民間企業等との協力体制の整備を進めていきます。
- 避難行動要支援者避難支援制度を引き続き推進していくとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を進めていきます。

個別目標

- 4-1 その人らしい生活が実現できるような生活環境を確保すること
- 4-2 より充実した毎日を過ごすためにサービス体制を充実すること
- 4-3 行政と地域が協働して、安心・安全なまちづくりを進めること
- 4-4 医療や防犯・防災関係者が協力して、障がいのある人をしっかりと支援すること
- 4-5 緊急時に連絡調整機能を持つ地域拠点づくりを進めること

基本的な考え方

- 生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動等を、障がいのある人もない人もともに楽しむことができる機会の創出・拡大を進めていきます。
- 埼玉県等が行うスポーツ大会等の情報を積極的に提供し、参加促進を図るとともに、参加者の支援に努めます。また、文化・芸術活動等の成果発表・作品展示の場の拡大を図るとともに、開催を支援していきます。
- アンケート調査（平成28年度）の結果では、希望する活動を行うために「一緒に行く仲間がいること」、「介助者・援助者がいること」、「適切な指導者がいること」など人的な支援を望む人も多いことから、今後は障がいのある人が安心して、また、気軽に文化・スポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、支援者や指導者の育成に取り組みます。また、アンケート調査（令和元年度）では、「活動についての情報が提供されること」を活動に必要な条件としている人も多いことから、情報提供の充実を図ります。
- 障がいのある人が参加する行事等については、できる限り当事者の意見を聴きながら内容を企画立案するとともに、当事者や支援者がより参加しやすい環境を整えていきます。
- 視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいのある人の読書環境の整備を進めます。地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付事業による視覚障がい者等が利用しやすく、読書環境の改善に資する用具について周知を行うとともに、適切に給付が行えるよう取り組んでいきます。

個別目標

5-1

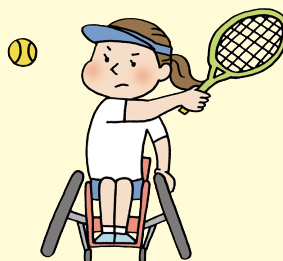
自分らしい表現活動のひとつとして、芸術・文化・スポーツに取り組める環境を確保すること

5-2

障がいのある人が参加できる地域の芸術・文化・スポーツ活動を活性化させること

5-3

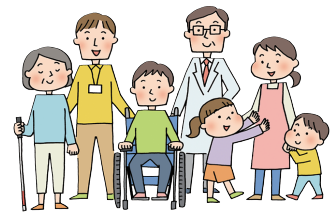
障がいのある人のスポーツ活動への参加を促進するため、指導者の育成に取り組むこと



しょう りかい しみん きょうどう じつげん
障がいの理解と市民との協働を実現するための
 きばん
基盤づくり

基本的な考え方

- 市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人のことをよく理解したうえで行動していくことができるよう、広報・啓発活動を継続的に実施していきます。特に、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいなどについては、十分な理解が得られず、誤解や偏見もみられることから、一層の理解促進に向けた取組を展開していきます。
- 施設や病院から地域生活への移行を進めていくうえで、地域住民の理解と協力・支援は必要不可欠であり、今後も障がいや障がいのある人に対する正しい知識や情報の普及を進めていきます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが地域の人々と活動をともにすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育むうえで大きな意義があります。また、お互いを正しく理解し、ともに助けあい、支えあって生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会にもなることから、今後ともに過ごす機会の創出・拡大を進めていきます。
- ボランティアを行う人が地域で定着し活躍できるよう、北本市ボランティアセンターを中心に、積極的にコーディネート活動を進めます。また、北本市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する啓発・広報活動を推進していきます。
- 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、市職員の研修等を実施するとともに、障害者差別解消法の普及啓発の一層の充実を図ります。
- 意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知や利用促進を図るとともに、権利擁護に関する啓発に努めます。
- 障がいのある人への虐待の防止・早期発見のため、障がい者虐待に関する周知・啓発を図るとともに、関係機関と連携し、早期対応します。



個別目標

- 6-1 障がいの有無にかかわらず、お互い理解しあえる、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進すること
- 6-2 障がいと障がいのある人に対する正しい理解を深めていくことにより、地域共生社会の実現を図ること
- 6-3 お互いに見守り、かかわり、支えあう地域づくりを進めること
- 6-4 障がいのある人の暮らしを支えるため、専門的スキル（技術・知識）を持つ担い手を育成すること
- 6-5 市全体がひとつになって、障がいを理由とする差別の解消をめざすこと